

**令和4年度第二次補正予算（案）  
こども関連予算の概要（参考資料）**

# 令和4年度第二次補正予算（案）こども関連予算の概要（参考資料）

## 目次

### こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- こどもの意見聴取と政策への反映  
【内閣官房】  
➢こども・若者意見反映推進のための調査研究・・・・・・・・・・ 3

### 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援  
【内閣府】  
➢子どものための教育・保育給付等・・・・・・・・・・ 1 1  
➢放課後児童クラブ等のICT化の推進・・・・・・・・・・ 1 4  
➢地域子ども・子育て支援事業における感染症拡大防止対策に係る支援・・ 1 5  
【厚生労働省】  
➢保育の受け皿整備・保育人材の確保等・・・・・・・・・・ 1 6  
【文部科学省】  
➢認定こども園施設整備・・・・・・・・・・ 2 6
- こどもの居場所づくり支援  
【内閣府・厚生労働省】  
➢放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進・・・・・・・・ 2 8  
【内閣官房】※予算は、厚生労働省計上  
➢NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施・・・・・・ 3 1  
【内閣府】  
➢「こども食堂」など食事等の提供を行うNPO等に対する支援・・・・・・・・ 3 2
- こどもの安全・安心  
【内閣府・厚生労働省・文部科学省】  
➢「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進・・・・・・・・・・ 3 3  
【厚生労働省】  
➢児童福祉施設等の災害復旧への支援・・・・・・・・・・ 3 5

### 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策  
【内閣府】  
➢地域少子化対策重点推進交付金・・・・・・・・・・ 4
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援  
【厚生労働省】  
➢妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施・・・・ 5  
➢母子保健情報デジタル化実証事業の実施・・・・・・・・・・ 6  
➢産後ケア事業の整備の推進・・・・・・・・・・ 7  
➢新型コロナウイルス流行下における妊婦等への支援 等・・・・・・・・・・ 9

### 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進  
【厚生労働省】  
➢児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進・・・・・・ 3 6  
➢児童養護施設退所者等への貸付事業を拡充し、疾病等により医療機関を受診する場合の生活費の貸付金額の増額による自立支援の充実 等・・・・・・・・・・ 3 8  
➢児童福祉施設等の耐災害性強化・・・・・・・・・・ 3 9
- ひとり親家庭等への支援  
【厚生労働省】  
➢困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂など、こどもの居場所や食への支援の実施・・・・・・・・・・ 4 1  
➢ひとり親家庭等の支援に関するワンストップ相談支援体制の構築、高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指す者への貸付による支援の充実 等・・ 4 2
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進  
【内閣官房】※予算は、内閣府計上  
➢潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業・・・・・・・・・・ 4 5

（注） こどものための教育・保育給付等には事業主拠出金財源（275.6億円）を含む。「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進には文部科学省分（77.7億円）を含む。

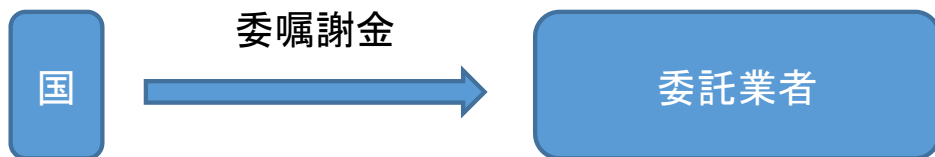
## 事業概要・目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公自治体に対し義務付ける規定が設けられた。また、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- こども家庭庁設置法に対する附帯決議においては、こどもや若者の意見を把握するために、特定的手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方自治体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること、また、こどもの意見尊重のための方針を早急に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底することとされている。
- このため、調査研究を実施し、その成果を各府省庁や地方自治体等と共有することにより、政策決定過程におけるこども・若者からの意見反映を推進する。

## 事業イメージ・具体例

- 多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究  
こども政策の決定過程において、様々な困難にあるこどもなど、多様な立場のこどもから意見を聴取する手法や、幼児など低年齢のこどもから意見を聴取する工夫などについて、検討を行う。
- ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究  
こども・若者が意見を言いやすい環境をつくり、こどもの声を引き出すために必要となるファシリテーターを養成するためのモデルプログラムを作成する。作成したモデルプログラムについては、国による活用のほか、地方公共団体にも周知する。
- 行政職員向けガイドライン作成のための調査研究  
各府省庁や地方自治体の職員が、こどもの意見反映について適切に理解し、取り組むことができるよう、その必要性や重要性、意見聴取の際の留意点等をまとめた行政職員向けガイドラインを作成する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- こども・若者が意見を表明しやすい多様な手法を検討し、また、調査研究の成果を各府省庁や地方自治体等と共有することにより、政策決定過程におけるこども・若者からの意見反映を推進する。

## 1. 施策の目的

2021年の出生数は約81万人と過去最少を更新し、本年1～7月の出生数も対前年同期間比5.5%減と大きく減少している。また、新型コロナウイルス感染症の流行による出会いの減少や将来不安の高まりもあってか、2021年の婚姻件数は2020年と比べて4.6%減少しており、本年9月に発表された「出生動向基本調査」では、未婚者の結婚や子供を持つことに対する希望が大きく減少している。

少子化がコロナ禍において深刻さを増し、若い世代の多くがコロナ禍の影響を受けている中、結婚・子育ての希望を見出すことができ、その希望をかなえられるための環境整備が急務であり、少子化という国民共通の困難に立ち向かうべく、「地域少子化対策重点推進交付金」等により、地方公共団体が行う少子化対策の取組を支援する。

## 2. 施策の内容

地方公共団体が行う少子化対策の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）への支援を充実させるとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業の充実等を図る。

### ①地域少子化対策強化事業

#### (1) 地域結婚支援重点推進事業

自治体間連携を伴う結婚支援の取組や、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、オンラインによる結婚相談・伴走型支援 等

#### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業

地域における結婚支援関係者の連携協力を強化するための専従職員の配置を支援

#### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

自治体間連携を伴う機運醸成の取組や、男性の育休取得と家事・育児参画促進、子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築 等

#### (4) 結婚新生活支援事業

都道府県の主導による結婚新生活支援のさらなる実施拡大を図りつつ支援内容を拡充

### ②結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム改良事業

令和3年度に内閣府が策定した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を改良し、地方公共団体における結婚支援ボランティア等の更なる質の向上を図る

### ③ライフプランニング支援情報収集事業

地方公共団体等におけるライフプランニング支援の優良事例を収集し、事例集として取りまとめるとともに、ライフプランニング講座の見学会や研修等を行い、効果的な取組の拡大を図る

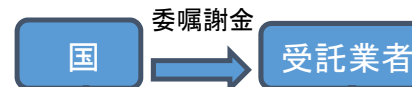
## 3. スキーム

### ①地域少子化対策強化事業



### ②結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム改良事業

### ③ライフプランニング支援情報収集事業



## 1. 事業の目的

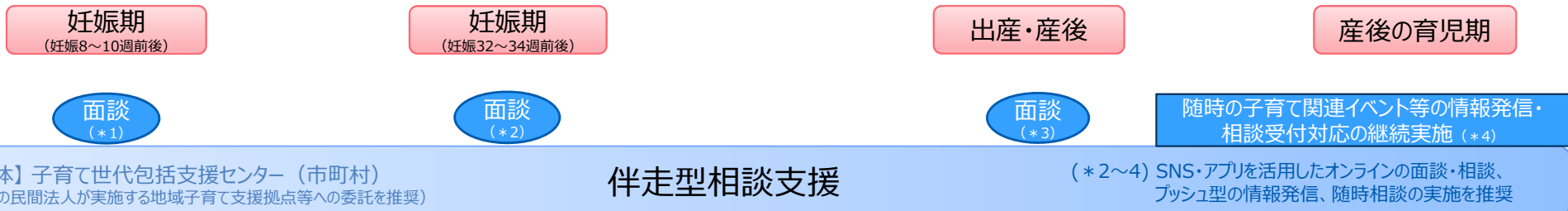
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

## 2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

### 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施



- (\*1) 子育てガイドを一緒に指さし確認。  
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (\*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。  
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

- (\*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
- ・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等  
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

## 3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4. 補助率

国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

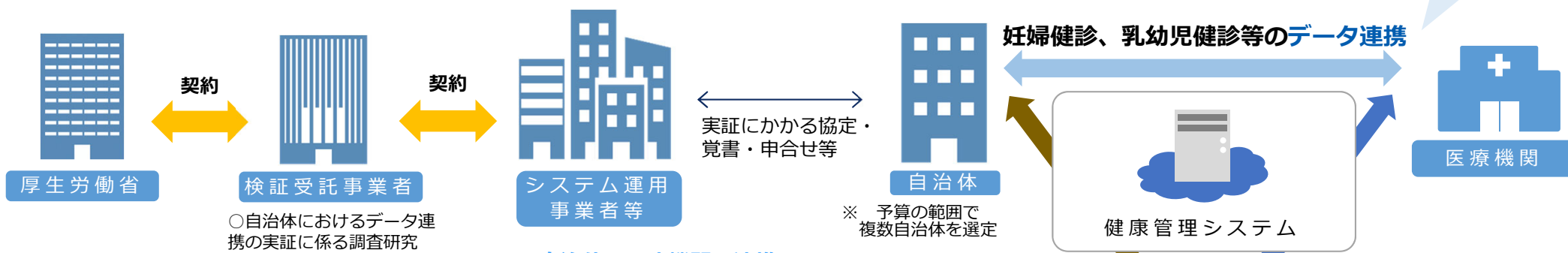
## 1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約  
⇒ 検証実施

### <自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン①  
自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン②  
医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③  
PCやタブレット端末の活用

### <自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④  
母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入

## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

## 1 事業の目的

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和3年度時点の実施市町村数は1,360市町村となっている。  
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

## 2 要求費目・実施主体等

（項）児童福祉施設整備費

（目）次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：319,140千円

【設置主体】 指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等

【補助率】 2/3

## 3 参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I-2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

（※）令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

# 産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和4年度第2次補正予算案：0.1億円

## 1 事業の目的

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染対策を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要経費を補助する。

## 3 実施主体等

- 【実施主体】市町村
- 【補助率】1／2
- 【補助単価案】50万円

(※) 令和3年度補正予算事業から対象施設を一部変更



# 新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査-

令和4年度第2次補正予算案：12.4億円

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルス流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

【補助率】 1／2

【補助単価案】 9,000円（1回を限度）×妊婦数

【補助の条件】

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

(※) 令和3年度補正予算事業から補助単価の変更<sup>9</sup>

# 新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-幼児健康診査個別実施支援事業-

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

## 3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】1／2

【補助単価案】医科5,930円／1人、歯科3,510円／1人

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

# 令和4年人事院勧告を踏まえた公定価格上の人件費の改定

令和4年度第2次補正予算案：248億円

## 趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた幼稚園教諭・保育士等の待遇改善を行う。

## 事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和4年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行う。

(参考) 令和4年人事院勧告の内容

- ① 初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.3月→4.4月)

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：391万円→399万円(8万円(+2.1%))

(留意点)

- ・ 令和4年4月から9月まで、令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額分(人件費▲0.9%)を「国家公務員給与改定部分」により補助していることを考慮し、「国家公務員給与改定部分」の補助を受けた施設については、当該補助を受けた額を公定価格において調整する。

## 実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※事業主拠出金充当後の負担割合

## 趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保育所等が臨時休園等を行った場合に保育料（利用者負担）を日割り計算とする際の保育所等に対する運営費に関する財政支援を行うもの。

## 事業の内容・補助率等

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症により市町村の要請や同意に基づき、保育所等が臨時休園や登園自粛を行う場合には、保育料を休園日数に応じ日割り計算により減免することとされている。
- 減免した分は、子どものための教育・保育給付交付金の負担割合により公費で負担することとされており、それに伴う子どものための教育・保育給付交付金の増分について財政措置を行う。

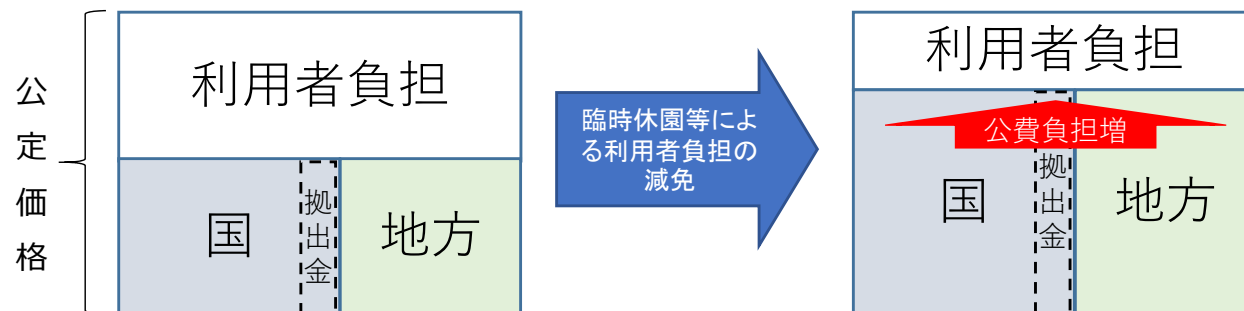
【対象】 新型コロナウイルス感染症に伴い、市町村の要請・同意を受けて登園しなかった保護者が利用する私立保育所等

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※事業主拠出金充当後の負担割合

<概念図>



## 趣旨・目的

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

## 事業の内容

### ①企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

実施主体：公益財団法人 児童育成協会

補助率：10/10

令和3年度助成決定（令和4年3月31日時点）：4,489施設 107,815人分

（令和3年度募集結果を受けた整備予定分を含めると4,497施設107,961人分）

### ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜間等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

実施主体：公益社団法人 全国保育サービス協会

補助率：定額（10/10相当）

補助額：2,200円/枚数

利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで

利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%

# 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

〈子ども・子育て支援交付金〉 令和4年度第2次補正予算案：16億円

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

## 1. 事業の趣旨・内容

### ①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

### ②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

### ③通訳サービス等使用

外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。

## 2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

## 3. 補助基準額

1か所等（※）当たり

①、②の導入の場合 500千円 ③の場合 150千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

## 4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

## 5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

# 新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和4年度第2次補正予算案：26億円

## 1 事業の目的

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。また、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

【事業内容】①新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費

- ①緊急時の職員確保に係る費用
  - ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用  
※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
- ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用
  - ・地域子ども・子育て支援事業所の消毒清掃費用等

②感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)(簡易なものを対象：補助基準額100万円)

【対象施設等】(1)放課後児童健全育成事業、(2)延長保育事業、(3)利用者支援事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)



## 3 実施主体等

【実施主体】市区町村、市区町村が認めた者

【補助割合】国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

【補助基準額】

①は以下のとおり。②感染症対策のための改修 1か所等当たり1,000千円以内

(1)放課後児童健全育成事業

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 利用定員19人以下      | 1支援の単位当たり300千円以内 |
| 利用定員20人以上59人以下 | 1支援の単位当たり400千円以内 |
| 利用定員60人以上      | 1支援の単位当たり500千円以内 |

(2)延長保育事業 ※事業を実施する保育所等の利用定員

|                |               |
|----------------|---------------|
| 利用定員19人以下      | 1か所当たり150千円以内 |
| 利用定員20人以上59人以下 | 1か所当たり200千円以内 |
| 利用定員60人以上      | 1か所当たり250千円以内 |

(1)・(2)以外の事業 1か所等(※)当たり 300千円以内

(※) (5), (6), (10)の事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

## 1 事業の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。  
(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型） ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

## 3 補正予算要求内容

- ・ 「新子育て安心プラン」の着実な実施に向けて、保育所等の整備に必要な経費等を計上する。 ⇒ 319億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。 ⇒ 39億円

## 4 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)  
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4



# 保 育 所 等 改 修 費 等 支 援 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和4年度第2次補正予算案：30億円

## 1 事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

## 2 事業の概要・スキーム

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

## 3 補正予算要求内容

「新子育て安心プラン」の着実な実施に向けて、保育所等の整備に必要な経費等を計上する。 ⇒ 30億円

## 4 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

|         |                    |          |                           |
|---------|--------------------|----------|---------------------------|
| 1 施設当たり | 利用(増加)定員19名以下      | 15,210千円 | ( ① 20,280千円、② 23,322千円 ) |
|         | 利用(増加)定員20名以上59名以下 | 27,378千円 | ( ① 32,448千円、② 35,490千円 ) |
|         | 利用(増加)定員60名以上      | 55,770千円 | ( ① 60,840千円、② 63,882千円 ) |

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 ( ① 32,448千円 )

(2) 1事業所当たり 22,308千円 ( ① 32,448千円、② 35,490千円 )

(3) 1施設当たり 22,308千円 ( ① 32,448千円、② 35,490千円 )

(4) 1施設当たり 32,448千円 ( ② 35,490千円 )

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 ( ① 32,448千円、② 35,490千円 )

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

# 社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

## ①耐震化整備

箇所：約1,024カ所

<児童関係施設等：約595カ所、障害児者関係施設：280カ所、介護関係施設：65カ所、その他関係施設：84カ所>

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

## ②非常用自家発電設備整備

箇所：約2,857カ所

<児童関係施設等：約5カ所、障害児者関係施設：約495カ所、介護関係施設：約2,350カ所、その他関係施設：約7カ所>

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

## ③ブロック塀等改修整備

箇所：約1,472カ所

<児童関係施設等：約385カ所、障害児者関係施設：約255カ所、介護関係施設：約820カ所、その他関係施設：約12カ所>

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

## ④水害対策強化

箇所：約1,690カ所

<児童関係施設等：約45カ所、障害児者関係施設：約470カ所、介護関係施設：約1,175カ所>

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

## 1 事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）
  - ①保育所等設置促進等事業（☆）  
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
  - ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）  
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
2. 環境改善事業（設備整備等）
  - ①障害児受入促進事業（☆）  
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
  - ②分園推進事業（☆）  
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
  - ③熱中症対策事業（★）  
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
  - ④安全対策事業（★）  
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
  - ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）  
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
  - ⑥緊急一時預かり推進事業（☆）  
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
  - ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）  
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
  - ⑧感染症対策のための改修整備等事業（★）  
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
  - ⑨保育環境向上等事業（★）  
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

### 【補助制限】

- 制限無し：（☆）の事業  
10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

### 【補正内容】

安全対策事業に新たに以下を創設。詳細は別紙

- 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に  
必要な経費の補助
- ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSや  
Bluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資す  
る機器等を導入するための経費の補助

## 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額】

|                      |         |         |                     |
|----------------------|---------|---------|---------------------|
| 1. 基本改善事業            | 1 施設当たり | 7,200千円 |                     |
| 2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） | 1 施設当たり | 1,029千円 | （④） 1 施設当たり 500千円以内 |
|                      | （⑥、⑦）   | 1 施設当たり | 32,448千円            |

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2  
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

## 1 事業の概要・スキーム

### ○安全対策事業

- ① 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要経費【新規事業】
- ② ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費【新規事業】

## 2 実施主体等

### 【実施主体】

- 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く。以下同じ。）及び放課後児童クラブ（①に限る）を対象とする場合
  - ＞市区町村が認めた者
- 認可外保育施設を対象とする場合
  - ＞都道府県又は市区町村が認めた者
- 広域的保育所等利用事業を行う者を対象とする場合（①に限る）
  - ＞市区町村が認めた者

### 【補助基準額】 ① 市場価格を踏まえ設定

- ② 保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設 1施設当たり 200千円以内

### 【補助割合】 ① 定額（事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援）

- ② 国:3/5、都道府県・市区町村:1/5、事業者:1/5

※令和5年度末までの時限的措置

# 保育所等におけるICT化推進等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和4年度第2次補正予算案：91億円（一部再掲）

## 1 事業の目的

- 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- |  |               |   |          |         |         |         |
|--|---------------|---|----------|---------|---------|---------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり        | 1,000千円                                     | 翻訳機等の購入  | 1施設当たり  | 150千円   |         |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり        | 200千円                                       |          |         |         |         |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |               |   | ①1自治体当たり | 8,000千円 | ②1施設当たり | 1,000千円 |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり       | 4,000千円                                     |          |         |         |         |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修                       |               | 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |          |         |         |         |
| <u>(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入</u>            | <u>1施設当たり</u> | <u>500千円</u>                                |          |         |         |         |

＜見直し内容＞ 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直す。詳細は次頁

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
\* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体を対象。
  - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

＜拡充＞ 登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

- 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5に嵩上げ
- 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体（特別区を含む）が運営する施設を対象とし、国：3/5、自治体：2/5に嵩上げする。

○ 認可外保育施設は、1施設当たり20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円） 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5

# 「保育所等におけるICT化推進等事業」の見直しについて

## 1 補助要件

- 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を緩和する。  
【現行】：①～③の3機能全てを一体的に備えるシステムの導入が補助要件  
【見直し後】：3機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象とする
- 補助金の申請時に「業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する」旨を申し出た施設を優先的に採択することとする。
- 適切な登降園管理が行われるよう、「②園児の登園・降園の管理」を導入する場合は、各施設で作成する安全計画等に登降園管理システムの活用について明記することを要件とする。
- システム導入による効果の把握を行うため、システム業者の名称やその内容のほか「残業時間の縮減」「職員同士の話し合いの時間が増えた」「子どもに直接対応する時間が増えた」といった保育の質に関する指標について施設から報告を求め、結果の取りまとめ・公表を行うこととする。さらに各施設においても、ICT化の取り組みや導入効果について保護者等に積極的に発信するよう促す。

## 2 補助基準額

- 導入する機能の数に応じた補助基準額とする ※導入する機能の数・端末購入等の有無に関わらず1施設1回限り
  - ・ 1機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
  - ・ 2機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
  - ・ 3機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：100万円）

## （参考）令和4年度予算執行調査の結果（④今後の改善点・検討の方向性）

### 1. 業務負担軽減効果の高いICT導入支援となっているか。

業務負担軽減につながらない機能の導入が補助要件となっている可能性があることから、本補助金の支援対象となるシステムの要件の緩和を検討すべきである。  
なお、システムの要件の緩和に当たっては、保育所がICT導入を検討する際の参考になるように、各機能の業務負担軽減効果を示すなどの工夫も併せて検討すべきである。

### 2. 業務負担軽減は、保育の質の向上や保育士等の処遇改善につながっているか。

ICTの利活用による生産性向上の支援の目的は、保育所の経営支援ではなく、保育の質の向上や保育士の処遇改善であると考えられることから、費用の節減は保育士等の処遇等に還元されるべきである。  
このため、例えば、保育士等の処遇改善を補助要件とする、ないし加点要素とすることで優先採択する仕組みなどを検討すべきである。

# 保育士修学資金貸付等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和4年度第2次補正予算案：42億円

## 1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【貸付事業のメニュー】

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 1. 保育士修学資金貸付            | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li><li>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額（上限）<ul style="list-style-type: none"><li>ア 学費 5万円（月額）</li><li>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）</li><li>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）</li><li>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）</li></ul></li><li>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</li><li>※貸付期間：最長2年間</li></ul> |
| 2. 保育補助者雇上支援            | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li><li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li><li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育補助者雇上費貸付額（上限）<br/>295.3万円（年額）<br/>※貸付期間：最長3年間</li><li>○ 保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）<br/>221.5万円（年額）<br/>※貸付期間：最長3年間</li></ul>   |
| 3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li><li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）<br/>※貸付期間：1年間</li></ul>   |
| 4. 潜在保育士の再就職支援          | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li><li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額（上限） 就職準備金 40万円</li></ul>   |
| 5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li><li>○ 2年間の勤務により返還を免除</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付額（上限） 事業利用料金の半額<br/>※貸付期間：2年間</li></ul>  |

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

# 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等に対する事業継続支援事業

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和4年度第2次補正予算案：56億円

## 1 事業の目的

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

【事業内容】 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助

- ①緊急時の保育人材確保に係る費用
  - ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の保育人材等の費用  
※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
- ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用
  - ・保育所等の消毒清掃費用等



【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【補助基準額】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1 施設当たり                   |         |
| (1) 定員※ 19人以下             | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下        | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上             | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1／2、市区町村等：1／2



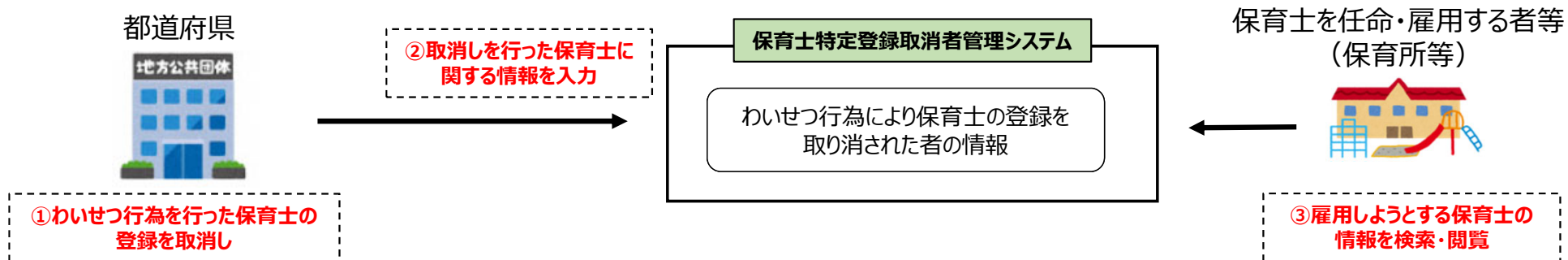
# 保育士特定登録取消者管理システムの構築

令和4年度第2次補正予算案：0.8億円

## 1 事業の目的

- 改正児童福祉法（令和6年4月1日施行予定）に基づき、わいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報が登録されたデータベースを整備し、わいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



## 3 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により決定）
- 【補助率】 定額

## 事業内容

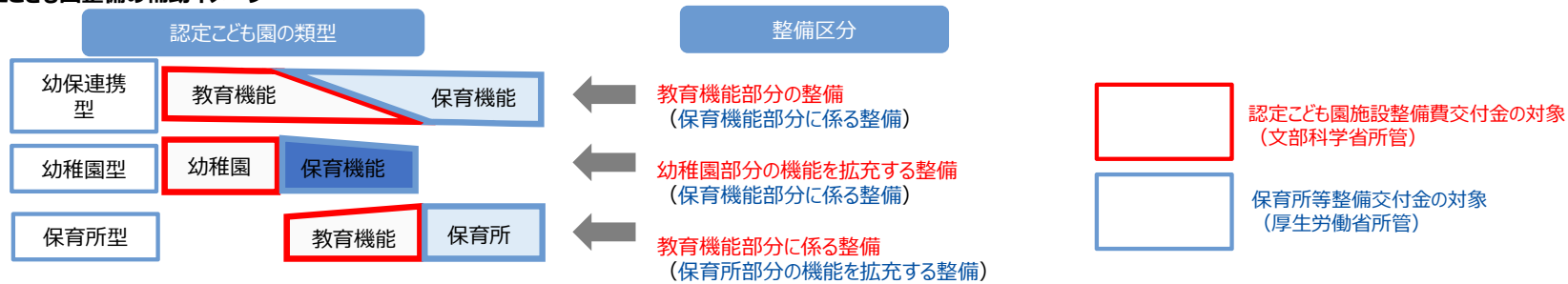
### 1 認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用のうち、幼稚園機能部分に係る費用の一部を補助

- 待機児童対策のための**保育の受け皿の整備**
- **預かり保育や分散保育に対応**するための施設整備  
(部屋の使用目的を変えるための改築・改修、分散保育のための間仕切り等の設置等)
- 感染症予防の観点からの**衛生環境の改善**  
(トイレ・給食調理場の乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備等)



認定こども園整備の補助イメージ



### 2 幼稚園耐震化整備

園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化整備、非構造部材の**耐震対策**を支援

|      |                   |
|------|-------------------|
| 対象校種 | 私立の幼稚園、保育所、認定こども園 |
|------|-------------------|

|      |      |
|------|------|
| 実施主体 | 都道府県 |
|------|------|

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 補助割合 | 1 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 |
|      | 2 国 1/2、事業者 1/2         |

|        |                  |
|--------|------------------|
| 補助対象経費 | 工事費、実施設計費、耐震診断費等 |
|--------|------------------|

## 目的

学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。  
また、2050年のカーボンニュートラル達成を目指し、地域における脱炭素社会の実現と地方活性化の基盤づくりに貢献する持続可能な教育環境の整備を推進する。

## 事業内容

- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化（バリアフリー化、空調設置、トイレ改修等）
- 学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）、木材利用の促進（木造、内装木質化）等



長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備



多機能トイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化

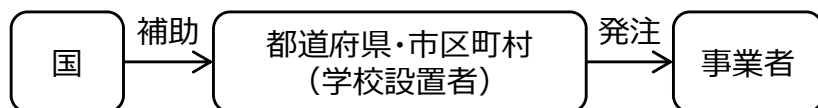


災害時にも利用可能な体育館の空調設備

老朽化対策に加え、校舎の柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習・生活環境や脱炭素化を実現



## 事業スキーム



公立学校の施設整備に要する経費の一部を、事業等に応じた補助率により補助《補助率：原則1/3,1/2》



洋式化、乾式化された安全で清潔なトイレ



## 事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安全・安心な教育環境を確保。
- 公共施設の約4割を占める学校施設の脱炭素化に向けた取組を推進し、地方公共団体における二酸化炭素の排出量削減に貢献。

## 趣旨・目的

- 放課後児童クラブの整備を更に加速化させるため、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

## 事業の内容

- 待機児童が発生している市町村等（※）において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村（国庫補助率嵩上げ要件）

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

## 事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

## 実施主体

- 市町村（特別区を含む。）

## 補助率

- 定額（10／10相当） ※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

# 事業のイメージ

(子ども・子育て支援施設整備交付金)

|               |      |                 |               |               |              |
|---------------|------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| ①通常の補助割合      | (公立) | 国(拠出金)<br>(1/3) | 都道府県<br>(1/3) | 市町村<br>(1/3)  |              |
|               | (私立) | 国(拠出金)<br>(2/9) | 都道府県<br>(2/9) | 市町村<br>(2/9)  | 設置者<br>(1/3) |
| ②補助率嵩上げ後の補助割合 | (公立) | 国<br>(2/3)      |               | 都道府県<br>(1/6) | 市町村<br>(1/6) |
|               | (私立) | 国<br>(1/2)      | 都道府県<br>(1/8) | 市町村<br>(1/8)  | 設置者<br>(1/4) |

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ

|                      |      |            |                                 |                |                |               |
|----------------------|------|------------|---------------------------------|----------------|----------------|---------------|
| ③放課後児童クラブ整備促進事業による支援 | (公立) | 国<br>(2/3) | 1/6相当<br>促進事業による支援<br>(国:10/10) |                | 都道府県<br>(1/12) | 市町村<br>(1/12) |
|                      | (私立) | 国<br>(1/2) | 1/8相当<br>促進事業による支援<br>(国:10/10) | 都道府県<br>(1/16) | 市町村<br>(1/16)  | 設置者<br>(1/4)  |

※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

|            | 国   | 都道府県 | 市町村  |
|------------|-----|------|------|
| ①通常        | 1/3 | 1/3  | 1/3  |
| ②嵩上げ後      | 2/3 | 1/6  | 1/6  |
| ③整備促進事業活用後 | 5/6 | 1/12 | 1/12 |

自治体の負担割合を  
**1/2軽減**

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

|            | 国   | 都道府県 | 市町村  | 設置者 |
|------------|-----|------|------|-----|
| ①通常        | 2/9 | 2/9  | 2/9  | 1/3 |
| ②嵩上げ後      | 1/2 | 1/8  | 1/8  | 1/4 |
| ③整備促進事業活用後 | 5/8 | 1/16 | 1/16 | 1/4 |

自治体の負担割合を  
**1/2軽減**

令和4年度第2次補正予算案：1億円

## 1 事業の目的

- 放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して事業を実施し、放課後の子どもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、連携に資する事前準備から事業実施の検証を行うことにより、両事業の連携又は一体的実施を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業を連携又は一体的に実施するための効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

<想定される業務内容>

- ・放課後児童クラブ担当部署、教育委員会、学校長、放課後児童クラブや放課後子供教室の職員、PTA等両事業に関わる者が参画する場を設け、両事業の連携又は一体的実施に向けた課題の整理、実施方法等の検討を行う。

- 事業実施後、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施した結果に関する報告書を作成する。



### <事業イメージ>



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：定額（国：10/10）

◆ 補助基準額（案）（1事業所当たり）：1,685千円

$$1,685千円 \times 60クラブ = 101,100千円$$

## 趣旨・目的

- 昨年末に閣議決定した「基本方針」において、今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長」できるようにすることを掲げている。
- これに基づき、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討する。

## 事業の内容

- NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

### <想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 屋外においてこども達が自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施

## 実施主体

- 都道府県又は市町村（民間等への委託可）
- 民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

## 補助率

- 定額（10／10相当） ※子ども・子育て支援対策推進事業費補助金で実施

# 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）

令和4年度第2次補正予算案：20.5億円

## 事業概要・目的

### ○事業の目的

「子どもの貧困対策推進法」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、「こども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む」とともに、「こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する」など、地方自治体によるこどもの貧困対策を支援します。

### ○事業の概要

現下の物価高騰の影響を踏まえ、こども食堂や宅食、フードバンク等、食事、食材等の提供を伴う事業（以下「食材等の提供を伴う事業」）を早急に拡大するため、地方自治体を通じたNPO等への支援を強化します。

## 事業イメージ・具体例

### (1) 補助対象経費

食材等の提供を伴う事業を行うNPO等に対し、その食材等や配送料及び管理経費に係る支援を行う地方自治体を支援します。

### (2) 補助対象事業

地方自治体が、食材等の提供を伴う事業について、NPO等に対し委託を行う場合又はNPO等が行う事業への補助を行う場合に対象にします。

### (3) 補助上限額

3,500千円

（参考）現行の交付金事業における補助上限額  
市町村：1,500千円、都道府県等：3,000千円

### (4) 補助率

9/10

（新たに支援を行う場合）

（現行の交付金事業の活用実績がある場合、3/4又は2/3）

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 食材等の提供を伴う事業を重点的に支援することで、食料品等の価格高騰の影響により厳しい状況にある、経済的に困難を抱える家庭の負担軽減が期待されます。



＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞  
令和4年度第2次補正予算案：234億円

## 1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

## 2 補正予算要求内容

### 【事業概要】

#### (1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援

#### (2) 登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援

#### (3) こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援

#### (4) 安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

### 【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所  
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

# 子ども・子育て支援事業費補助金（安全管理研修支援事業（仮称））

令和4年度第2次補正予算案：0.6億円

## 1 事業の目的

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員等を対象に、安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会や説明会を実施するための必要な経費について支援を行い、送迎用バスにおける置き去り事故の再発防止を図る。

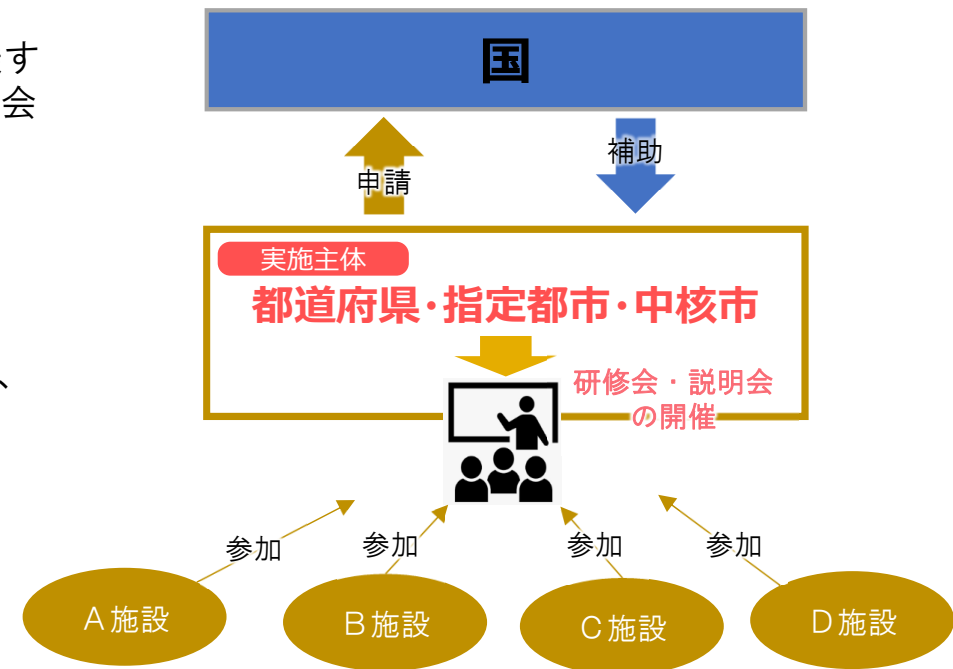
## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業内容】

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員（バス運転手やバスに同乗する職員等）を対象に、安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会や説明会の実施に必要な経費について支援を行う。

### 【対象施設等】

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【補助割合】国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

【補助基準額】1自治体当たり 1,000千円

※上記の事業のほか、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストの作成に必要な経費を内閣府に計上  
(令和4年度第2次補正予算(案)0.2億円)

# 社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

令和4年度第2次補正予算案  
社会福祉施設等災害復旧費補助金 : 27億円  
社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 1億円

## 1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

## 2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 婦人保護施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 等

## 3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和4年福島県沖地震、令和4年7月大雨、令和4年8月大雨（激甚災害指定見込み）、令和4年台風11号等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

## 4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

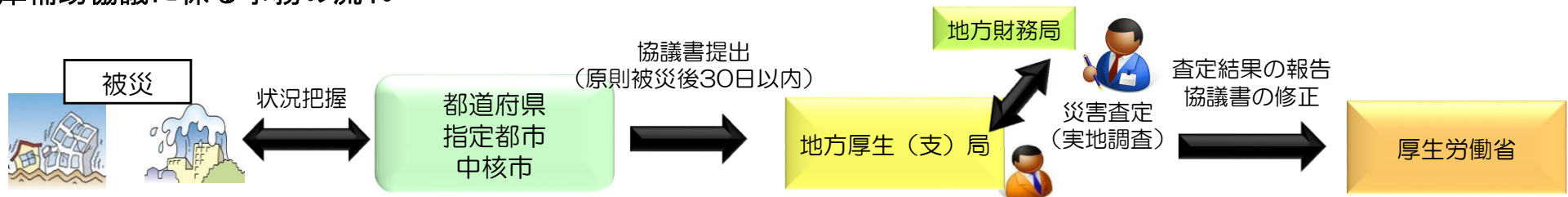
## 5. 国庫補助率

施設整備： 通常（※） $1/2$  または  $1/3$  （施設種別によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$  または  $1/3 + \alpha$  となる。  
（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$  または  $1/3 \rightarrow 1/2$  に嵩上げ対象とする）

設備整備： 定額

## 6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



## 事業の概要・スキーム

### 1. 事業内容

#### i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

#### ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

### 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

### 3. 補助基準額・補助率

（補助基準額） 1か所当たり：100万円

（補助率） i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

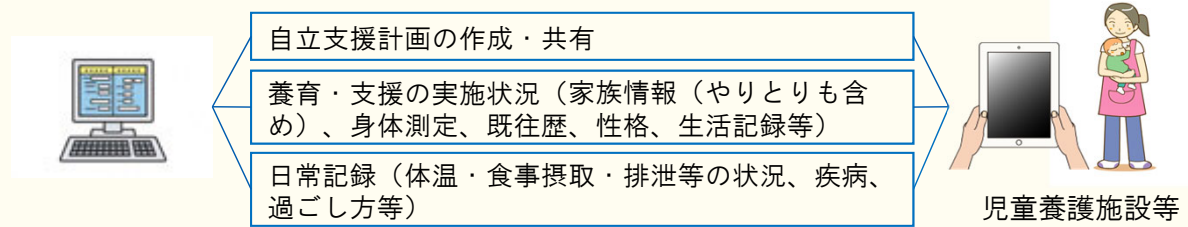
#### 【児童相談所等におけるICT化推進事業】

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



#### 【児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業】

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

# AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

令和4年度第2次補正予算案：4.9億円 ※デジタル庁計上

## 事業の概要・スキーム

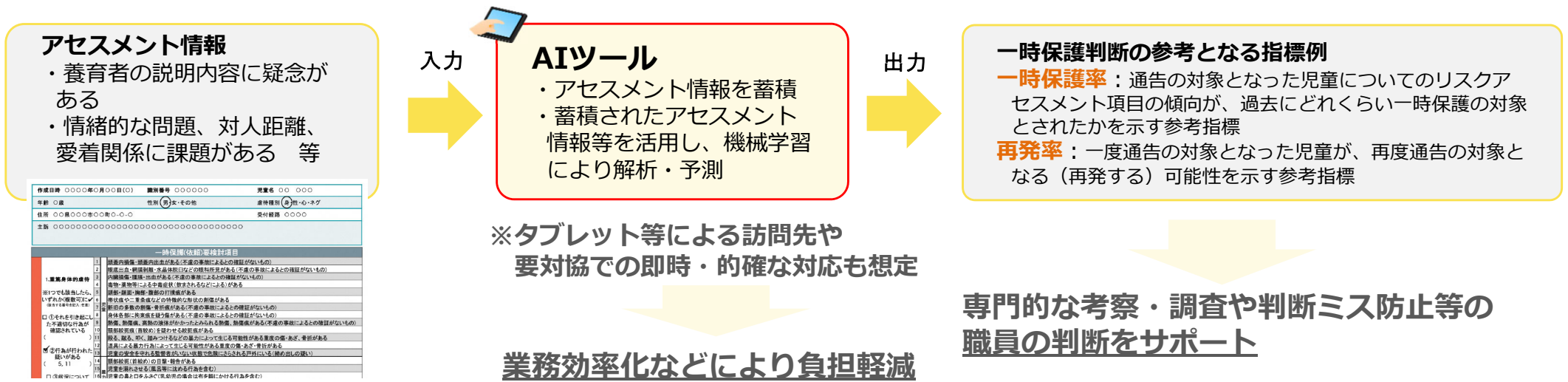
### 1. 概要

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

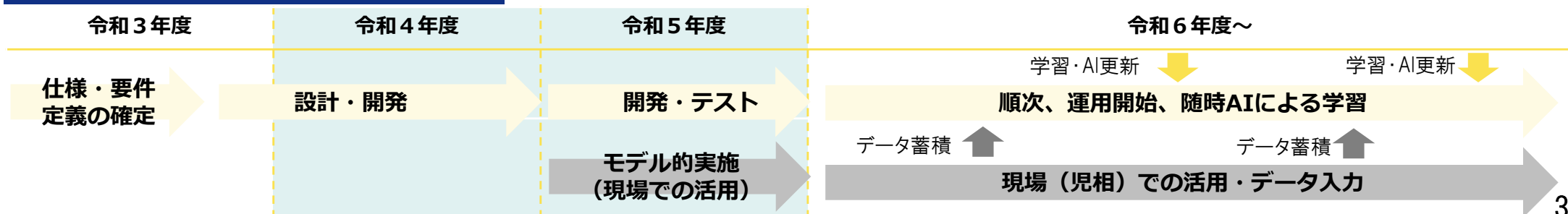
### 2. システム概要案

- 通告の対象となった児童についての **リスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。**
- 蓄積された情報を **AIが解析・予測** することで、**一時保護判断の参考となる指標の表示**等を行い、**職員の判断をサポート**する。

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



### 3. 設計・開発等のスケジュール案



# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和4年度第2次補正予算案：40百万円

## 1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】 貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

### (2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（医療機関を定期的を受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的を受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- (3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

# 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（児童福祉施設等分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 令和4年度第2次補正予算案：14億円

**概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。**

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

## ①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所  
(児童関係施設等※：約595カ所、  
障害児者関係施設：280カ所、  
介護関係施設：65カ所、その他  
関係施設：84カ所) ※保育所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

## ②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所  
(児童関係施設等※：約5カ所、  
障害児者関係施設：約495カ所、  
介護関係施設：約2,350カ所、  
その他関係施設：約7カ所) ※保育所等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

## ③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所  
(児童関係施設等※：約385カ所、  
障害児者関係施設：約255カ所、  
介護関係施設：約820カ所、  
その他関係施設：約12カ所)  
※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

## ④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所  
(児童関係施設等※：約45カ所、  
障害児者関係施設：約470カ所、  
介護関係施設：約1,175カ所)  
※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

## 事業内容

- (1) 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の支援  
感染者や濃厚接触者が発生した施設・事業所等において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【補助基準額】 1か所当たり：1,000千円（里親等の場合：100千円）

- (2) 緊急時に備えた施設・事業所の支援体制の整備  
施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、当該施設・事業所等のみでの対応が困難になることが想定されるため、平時より、保健所や医療機関、施設・事業所等の関係機関と連携し、感染者等が発生した施設・事業所を支援する体制整備を行うコーディネーター（看護師等）の配置等や応援体制の確保に要する費用等を補助する。

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

### 【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、社会的養護自立支援事業所、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】 国：1／2、自治体：1／2



# ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第2次補正予算案：25億円

## 1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【1】国⇒中間支援法人

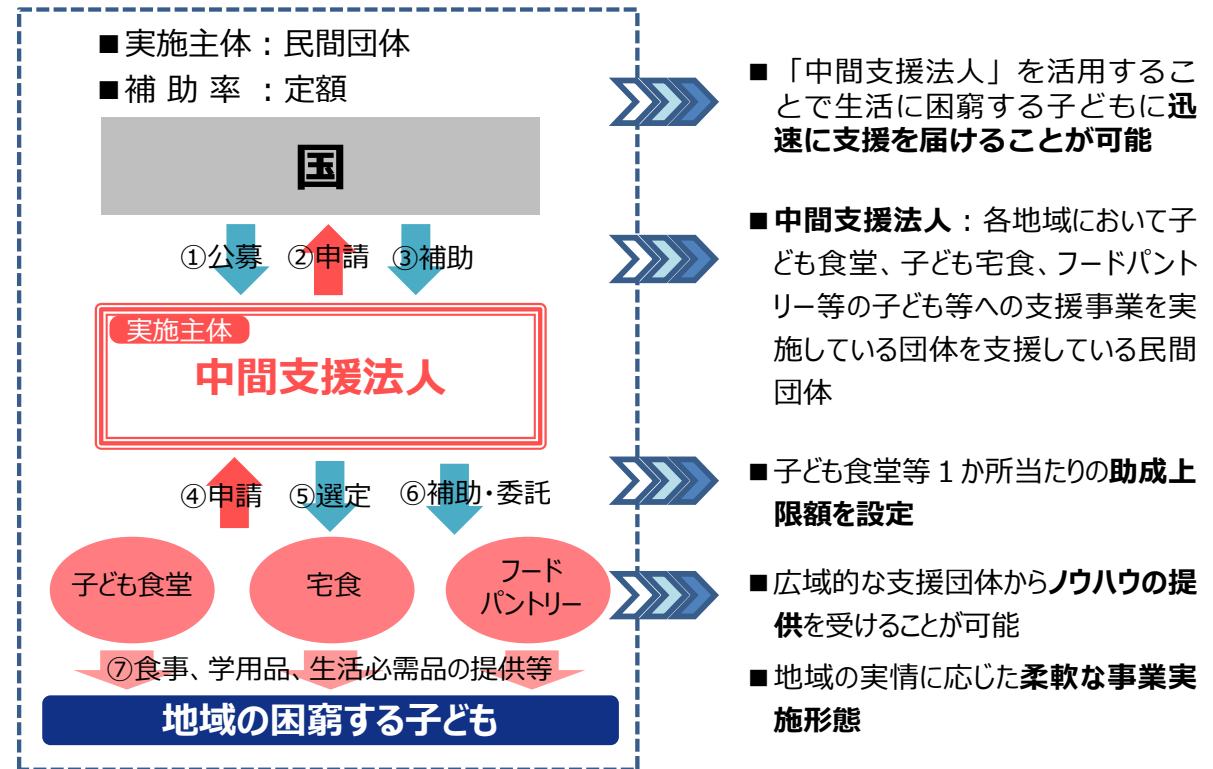
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

### 【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



## 3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

# ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

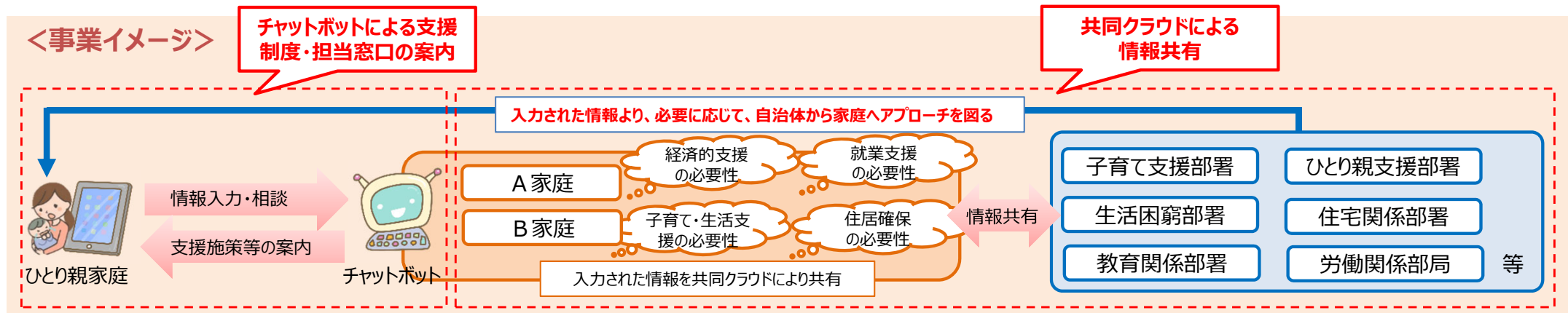
令和4年度第2次補正予算案：1.8億円

## 1 事業の背景・目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり 30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

令和4年度第2次補正予算案：3.6億円

## 1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### <対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

### <貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
  - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

### <返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

## 3 実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）  
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）  
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### 【貸付実績】

|             | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入学準備金（貸付件数） | 787件   | 1,977件 | 1,542件 | 1,290件 | 1,166件 |
| 就職準備金（貸付件数） | 362件   | 821件   | 907件   | 889件   | 916件   |

（注）平成27年度分は平成28年度に含まれる。

## 事業の概要

### 【事業内容】

- 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の支援
  - ・ 感染者や濃厚接触者が発生した事業所において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【対象事業者】 ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業を実施する者

【補助基準額】 1か所当たり：500千円

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村：1／2

令和4年度第2次補正予算案： 12億円

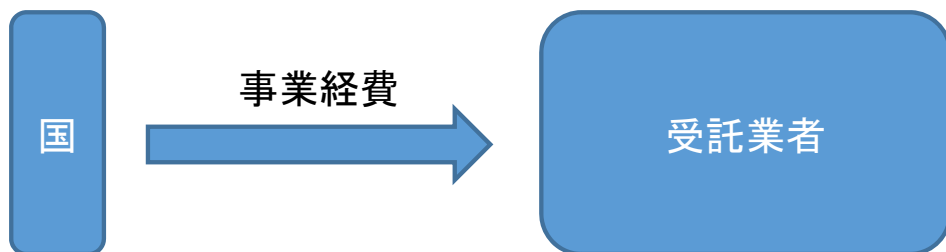
## 事業概要・目的

○潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ型の支援につなげるためのデータ連携の取組を実証的に支援し、子どもを守るための情報・データ連携の全国展開に向けた取組を推進する。

## 事業イメージ・具体例

○地方自治体において、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、精査を行うことで、個人情報の適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる実証事業を実施する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○本実証事業の成果を踏まえて策定するデータ連携の全国展開に向けたガイドラインを地方自治体に共有し、地方自治体におけるデータ連携を促進することで、子どもの貧困や虐待等、潜在的に支援が必要な子どもの早期発見・早期解決につなげ、子育て・子ども世代への支援など包摂社会の実現に向けた取組を推進する。